

ID: 1004

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	放送の停止等の命令		
例規名 根拠条項	鳥取県公害防止条例 第58条の3第2項		
例規番号	昭和46年鳥取県条例第35号		
<p>【根拠条文】 (停止等の勧告及び命令)</p> <p>第58条の3 知事は、前条の規定に違反する放送に係る騒音によりその周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該放送をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該放送をしているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日